

議案第 77 号

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例について

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和
48年小松島市条例第9号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年9月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年小松島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を削る。

第3条第1項中「前条第1項第3号又は第4号に該当する者（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）」を「前条第1項第3号に該当する者（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）のうち母子家庭の母又は父子家庭の父」に改め、「附加給付金等」の次に「及び規則で定める額」を加え、同条第3項第1号中「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1項第1号又は第2号」に、同項第3号中「第9条及び第10条」を「第9条又は第10条」に、「第9条の2及び第11条」を「第9条の2又は第11条」に改め、同条第4項中「及び第3号に該当する者」を「又は第3号に該当する者」に改める。

別表第3ひとり親家庭の父母等の部1の項中「（この表及び次表において「配偶者のない女子」という。）で現に義務教育終了前の児童を扶養しているもの」を「（この表において「配偶者のない女子」という。）で現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している者」に、同部2の項中「義務教育終了前の者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」に、同部3の項中、「配偶者のいない男子（この表及び次表において「配偶者のない男子」という。）で現に義務教育終了前の児童を扶養しているもの」を「配偶者のない男子（この表において「配偶者のない男子」という。）で現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している者」に、同部4の項中「義務教育終了前の児童」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」に、同部5の項中「（次表において「父母のない児童」という。）のうち義務教育終了前の者」を「のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」に改める。

別表第4を削る。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。